

大分県報

令和七年
第五八八号
三月四日

（火曜日）

目次

告示

- 県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧（二件）……………一
森林病虫害等防除法第三条第一項第四号の規定による地上散布を行う区域及び期間……………一
森林病虫害等防除法第三条第一項第五号に掲げる命令の内容となる事項……………二
大分県の指定金融機関及び収納代理金融機関の取扱店舗及び取扱事務を定める告示の一部改正……………二

大分海区漁業調整委員会告示

- たる流し漁業の禁止……………三
伊予灘及び豊後水道におけるくるまえびの採捕の禁止……………三
あわび類及びうに類の採捕の禁止……………三
令和七年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施……………四

告示

大分県告示第九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内
に知事に対し審査請求をすることができる。
令和七年三月四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

令和七年三月四日

大分県報（告示）

県営経営体育成基盤整備事業
（区画整理）

西溝井地区

令七・三・四から
令七・三・二四まで

杵築市役所

大分県告示第九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内
に知事に対し審査請求をすることができる。
令和七年三月四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

県営経営体育成基盤整備事業

竹田西部3
期地区

令七・三・四から
令七・三・二四まで

竹田市役所

大分県告示第九十六号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第四号に掲げる命令の内容となる事項を次のように公表する。
なお、当該区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者
で不服のあるものは、この告示の日から二週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に
不服を申し出ることができる。
令和七年三月四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 区域及び期間

1 区域

佐伯市、杵築市及び国東市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森との共生推進室及び
関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）。

2 期間

令和七年四月一日から同年六月三十日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。

四 命令をしようとする理由

一の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、一の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。
- 3 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、一の二に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- 4 知事は、三の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

大分県告示第九十七号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第五号に掲げる命令の内容となる事項を次のように公表する。

なお、当該区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者で不服のあるものは、この告示の日から二週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

令和七年三月四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 区域及び期間

1 区域

大分県全域

2 期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。）は、松くい虫を駆除した後でなければ、当該伐採木等が所在する市町村の区域を越えて移動させてはならない。ただし、森林害虫防除員が当該伐採木等を、当該伐採木等が所在する市町村の区域を越えて移動して駆除することが適当であると認められた場合を除く。

四 命令をしようとする理由

一の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、一の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

大分県告示第九十八号

大分県の指定金融機関及び収納代理金融機関の取扱店舗及び取扱事務を定める告示（平成二十年大分県告示第二百四十五号）の一部を次のように改正する。
令和七年三月四日

第三条の表その一中

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県内の全ての店舗	公金の収納事務 （下郷出張所にあっては、農業改良資金の償還金及びこれに付随するものの収納事務を	を	本所	公金の収納事務	に
------------	--	---	----	---------	---

除く。）

改める。

附則

この告示は、令和七年三月二十二日から施行する。

○大分海区漁業調整委員会告示

大分海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により、次のとおりたる流し漁業（立縄釣漁業）（一端を浮子で海面上に保持し、海中において垂直に立つようにした釣漁具を使用して行う漁業をいう。）を禁止する。

令和七年三月四日

大分海区漁業調整委員会会長

一 禁止区域

豊後水道（大分県関崎灯台と愛媛県佐田岬灯台を結んだ直線以南）の大分県海域

二 禁止期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

大分海区漁業調整委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により、次のとおり全長十三センチメートル以下のくるまえびの採捕を禁止する。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

令和七年三月四日

大分海区漁業調整委員会会長

一 禁止区域

次の点イと点ロとを結んだ直線、点ロから姫島（大分県東国東郡）を北回りに点ハに至る間の最大高潮時海岸線から八千メートルの線及び点ハから点ニを通る直線を順次に結んだ線以南の大分県海域

点イ 豊後高田市と国東市との最大高潮時海岸線における境界点

点ロ 点イから磁針方位三百五十度八千メートルの点

点ハ 東国東郡姫島村姫島灯台から山口県熊毛郡上関町小祝島西端見通し線上八千メートルの点

二 禁止期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

大分海区漁業調整委員会告示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により、次に掲げる区域においてあわび類及びうに類の採捕を禁止する。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

令和七年三月四日

大分海区漁業調整委員会会長

一 禁止区域

1 あわび類

(一) 別府市地先の次に掲げるイからニまで及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点A 別府市別府国際観光港第二埠頭南東端に漁業権管理者が設定した点

点イ 基点Aから真方位百三十三度三十分三十七メートルの点

点ロ 基点Aから真方位百三十三度三十分三十七メートルの点

点ハ 基点Aから真方位九十九度五十六分三十九メートルの点

点ニ 基点Aから真方位百五十二分三百五十五メートルの点

(二) 臼杵市大字下ノ江地先の次に掲げるイからニまでの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点イ 北緯三十三度九・〇六六分、東経百三十一度四十九・六四二分

点ロ 点イから真方位九十度五十分の点

点ハ 点ニから真方位九十度五十分の点

点ニ 北緯三十三度九・〇六九分、東経百三十一度四十九・六七六分

(三) 臼杵市大字深江地先の次に掲げるイからハまでの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点イ 北緯三十三度七・八六七分、東経百三十一度五十四・〇二〇分

点ロ 点ハから真方位六十四度五十二分六十メートルの点

令和七年三月四日

大分県報（告示・大分海区漁調委告示）

点ハ 北緯三十三度七・七六〇分、東経百三十一度五十三・九五五分
 (四) 津久見市大字長目黒島地先の点イと点ロを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点イ 津久見市大字長目黒島北端に漁業権管理者が設定した点
 点ロ 点イから真方位百七十三度百四十メートルの点
 (五) 津久見市大字保戸島地先の次に掲げるイからニまで及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点A 高甲岩（すずの灯台）
 点イ 基点Aから真方位二百三十四度七百八十六メートルの点
 点ロ 基点Aから真方位二百二十七度七百七十七メートルの点
 点ハ 基点Aから真方位二百二十七度六百七十七メートルの点
 点ニ 基点Aから真方位二百三十五度六百八十八メートルの点
 (六) 佐伯市蒲江大字西野浦地先の次に掲げるイからニまで及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

点イ 入津湾口部北側消波堤北端から真方位八十八度十二・八五メートルの点
 点ロ 入津湾口部北側消波堤南端から真方位八十八度十二・八五メートルの点
 点ハ 入津湾口部北側消波堤南端から真方位二百六十八度二十一・一五メートルの点
 点ニ 入津湾口部北側消波堤北端から真方位二百六十八度二十一・一五メートルの点
 (七) 佐伯市蒲江大字森崎浦地先の次に掲げるイからニまで及びイの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

点イ 北緯三十二度四十六・三一〇分、東経百三十一度五十三・六一四分
 点ロ 北緯三十二度四十六・三一七分、東経百三十一度五十三・六四三分
 点ハ 北緯三十二度四十六・二二〇分、東経百三十一度五十三・七四一分
 点ニ 北緯三十二度四十六・二二三分、東経百三十一度五十三・七〇七分
 点ホ 北緯三十二度四十六・二三四分、東経百三十一度五十三・六二四分
 点ヘ 北緯三十二度四十六・二七八分、東経百三十一度五十三・六二七分
 2 上に類

(一) 臼杵市大字下ノ江地先の次に掲げるイからニまでの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 点イ 北緯三十三度九・三二〇分、東経百三十一度四十九・六五六分
 点ロ 点イから真方位九十度五十五メートルの点
 点ハ 点ニから真方位九十度五十五メートルの点

点ニ 北緯三十三度九・三〇三分、東経百三十一度四十九・六五六分
 (二) 臼杵市大字深江地先の次に掲げるイからニまでの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 点イ 北緯三十三度八・〇〇九分、東経百三十一度五十三・九三八分
 点ロ 点イから真方位二百八十三度四十七分五十五メートルの点
 点ハ 点ニから真方位二百八十三度四十七分五十五メートルの点
 点ニ 北緯三十三度八・〇七六分、東経百三十一度五十三・九二一分
 二 禁止期間
 令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで

○公 告

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、次のとおり令和七年二級建築士試験及び木造建築士試験を実施する。

令和七年三月四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 試験の期日及び時間

1 学科の試験

二級建築士試験 令和七年七月六日（日）

木造建築士試験 令和七年七月二十七日（日）

午前十時十分から午後五時二十分まで

2 設計製図の試験

二級建築士試験 令和七年九月十四日（日）

木造建築士試験 令和七年十月十二日（日）

午前十一時から午後四時まで

二 試験の場所

二級建築士

学科の試験 大分県立芸術文化短期大学 大分市上野丘東一―一一

設計製図の試験 大分大学 大分市大字且野原七〇〇番地

木造建築士

学科の試験 大分大学 大分市大字且野原七〇〇番地

設計製図の試験 大分県立芸術文化短期大学 大分市上野丘東一―一一

三 受験申込手続

新規受験者を含めた全ての者がインターネットによる受験申込みを行うものとする。

1 受験申込受付期間及び受付時間

令和七年四月一日（火）から同月十四日（月）まで

受付開始日の午前十時から受付終了日の午後四時まで

2 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）のホームページ（<https://www.jaetec.or.jp/>）において、必要事項を入力し、申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込みを行うことができない正当な理由（身体に障がいがあり、インターネットの利用が困難である等）がある場合は、令和七年四月七日（月）までにセンター本部に申し出ること。

四 合格者の発表

令和七年十二月二日（火）（予定）

なお、学科の試験については、令和七年八月二十五日（月）（予定）に発表する。

五 その他

1 設計製図の試験の課題については、二級建築士は令和七年六月十八日（水）（予定）、木造建築士は同月二十五日（水）（予定）からセンターのホームページにおいて公表する。

2 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ、受付期間内にセンター本部にその旨を申し出ること。